

# 情報ひろば



## 障がい福祉課からのお知らせ

### 【第4回三障がい啓発大会】

時 12月3日(土) 10:00～11:30

所 さざんか会館大会議室 **【容】**「ま

ず、知ることからはじめよう」障がいのこと」

【精神保健講演会「てんかん」について正しく理解しよう!】

時 12月3日(土) 13:30～15:30

所 さわやか会館3階1・2研修室

**【容】**▽①「てんかんのやさしい理解」、講師：植田俊幸さん(鳥取県精神保健福祉センター) ▽②「本人の体験談」▽③「てんかん、自分の病

気は大使になる」、講師：井上有史さん(静岡てんかん・神経医療センター)院長) **【料】**無料 **【車】**でお越しの人は、さざんか会館または駅南

庁舎の駐車場をご利用ください。

**【問】** 駅南庁舎障がい福祉課

TEL 0857-20-3474

**家族介護者の集い**

「スマイル・スマイル」

時 12月21日(水) 10:00～13:00

所 さざんか会館2階栄養指導室

**【容】** 調理実習「簡単に作れる介護食」、講師：岡村みち子さん(介護老人保健施設やすらぎ主任管理栄養士) **【対】** 家族介護者または介護に関心のある人 **【料】** 500円

募 12月16日(金)まで

**【問】** スマイル・スマイル事務局

TEL 0857-20-3456

## 高齢社会課からのお知らせ

### 【応急軽度家事援助事業】

**【容】** 掃除・洗濯・炊事など簡易な日常生活の援助 **【対】** おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者など **【料】**

30分あたり80円(1カ月11時間以内)

**【生活管理指導短期宿泊サービス】**

**【容】** 養護老人ホームに宿泊し、生活習慣などの指導、体調の調整を図るサービスが受けられる ▽利用施設：養護老人ホーム鳥取市

なごみ苑(的場二丁目) ▽利用日数：年21日まで **【対】** 生活機能の低下が認められ、要介護・要

支援の状態になるおそれのある高齢者(要介護・要支援認定者は除

く)で、家事などの基本的な生活習慣が十分でない人(家族介護者の

心身のリフレッシュのための利用も可) **【料】** 基本708円/日

(1泊2日は2日間と計算)、朝食380円、昼食・夕食500円

**【虐待高齢者保護サービス】**

**【容】** 虐待の被害を受け、加害者から離れた方がよい高齢者を、施設で一時的(原則3カ月)に保護

**【対】** 生命に危機が認められる虐待の被害者で、他に頼るべき親族な

どがないと認められる高齢者 **【料】** ▽基本料：3カ月間は無料、それ以降は708円/日 ▽食事

料：3カ月間は、朝食190円/食、昼・夕食250円/食、それ以降は朝食380円/食、昼・

夕食500円/食

**【問】** 駅南庁舎高齢社会課高齢者福祉係

TEL 0857-20-3453

各総合支所市民福祉課(10ページ)

**除雪応援隊の派遣**

**【容】** ひとり暮らしの高齢者などで除雪が困難で外出ができない世帯の孤立化を防ぐため、地域における除雪体制が整うまでの間、市職員で編成した除雪応援隊を派遣

**【対】** ①災害時要援護者支援制度に登録されている世帯 ②災害時要援護者に準ずる人として認められる世帯 **【案】** 積雪量が50センチ以上でない場合 **【※】** 駐車場の除雪や屋根の雪下ろしなどは行いません。

**【募】** 電話にて問い合わせ先まで **【※】** 受付時間平日の8:30～15:00 **【※】** 除雪実施は、申込日の翌日以降

の平日(午前中)とします。

**【問】** 駅南庁舎高齢社会課

TEL 0857-20-3451

駅南庁舎障がい福祉課

TEL 0857-20-3474

各総合支所市民福祉課(10ページ)



## 12月4日(日)～10日(土)は人権週間です

日本では、「人権デー」(12月10日)を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図る催しが全国各地で行われます。

本市でも昭和62年(1987年)、

人権尊重都市宣言を行い、世界人権

宣言推進鳥取市実行委員会が組織さ

れ、人権週間を中心に各種の取り組みを行っています。今年も人権標

語・ポスターの展示、街頭啓発、人

権フォーラムなどを行い、人権の尊

重を訴えていくことにしています。

**【問】** 本庁舎人権推進課

TEL 0857-20-3143

**高血圧料理講習会**

時 12月6日(火) 9:30～13:00

所 さざんか会館2階栄養指導室

TEL 0857-20-3474

TEL 0857-20-3474

# 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 ～年末調整や確定申告に～



## 1 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市民税などの社会保険料控除の対象になります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

## 2 毎年11月初旬に送付

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から11月初旬に送付されています。証明内容は、本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

## 3 2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付される人については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

## 4 扶養家族分も納付した場合

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税などの控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付する必要があります。

## 5 過去の滞納分を納付した場合

社会保険料控除の対象は、今年中に支払った保険料のため、今から年末までに支払う保険料も控除の対象になります。

また、過去に滞納や免除期間がある人も、年末までに保険料を支払えば、所得控除を受けることが可能です。

※税法上とても有利な国民年金は、老後ももちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

問い合わせ先 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311

## 凡例

対=対象 容=内容 時=日時 募=募集期間・方法  
所=場所 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など  
料=料金 受=受付 条=条件 持=持参するもの  
問=問い合わせ先

### 国際交流パーティー2011

TEL 0857-23-7930  
問 歩こう会事務局  
時 12月11日(日)8:00～11:00  
容 市役所《集合》→大工町→立川→岩倉街道→宇部神社→万葉歴史館《解散》(歩行距離約7km) ※弁当や水筒、雨具は各自でご用意ください。

### 歩こう会12月例会

TEL 0857-53-7326  
問 市立病院栄養管理室  
所 さざんか会館3階 員 20人  
料 500円(材料費) 持 エプロン、三角巾

### 花びら講習会

TEL 0857-31-3253  
時 12月16日(金)18:30～20:30 所  
人権交流プラザ2階研修室 員 40人  
料 1500円 持 筆記用具、エプロン(汚れてもよい服装) 募 12月

### 「春まで楽しむ寄せ植えをつくろう」

TEL 0857-31-3253  
時 12月17日(土)18:00～21:00  
所 国際交流プラザ多目的ホール(湖山町西二丁目 学習・交流センター1階) 員  
容 シヤズ・コスベル演奏、プレゼント交換(各自500円程度のものを持参) 員 80人 料 無料 ※参加自由  
問 国際交流プラザ

### 年末の交通安全県民運動

12月13日(火)～22日(木) ゆずり合っ ゆとりと笑顔 防ぐ事故  
●運動の重点  
●高齢者子ども交通安全事故防止  
●すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
●飲酒運転の根絶

### 年末年始ダイヤのお知らせ

TEL 0857-21-1594  
TEL 0857-20-3182  
TEL 0857-20-3171  
12月30日(金)～平成24年1月3日(火)までは曜日に関わらず、米子支社管内すべて土・休日ダイヤで運転します。平日ダイヤとは運転時刻などが異なるので、ご利用の際にはご注意ください。  
TEL 0859-32-8057  
問 西日本旅客鉄道株式会社 輸送課

## 日曜納税相談・納付窓口の設置

市税の納付がまだの人、納付について相談したい人はご利用ください。市税の納付もできます。

とき 12月11・18日(日)9:00～16:00

ところ 駅南庁舎 1階収税課

問い合わせ先 駅南庁舎収税課 ☎ 0857-20-3431